

奈良県手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月五日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第八号

奈良県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県手数料条例施行規則（平成十二年三月奈良県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号の表ウの項中「放電加工」を「非接触除去加工」に、「電気機器組立て」を「電気機器組立て シーケンス制御」に、「強化プラスチック成形 陶磁器製造」を「強化プラスチック成形」に改める。

### 附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、「強化プラスチック成形 陶磁器製造」を「強化プラスチック成形」に改める部分は、公布の日から施行する。